

次により公募型指名競争入札(期間入札)を行いますので、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、高松市契約規則(昭和39年高松市規則第36号)、高松市契約事務処理要綱(昭和43年高松市庁達第8号)及び高松市期間入札試行要領と期間入札(試行)に関する留意事項(※)、入札参加者の心得、契約条項その他指示事項を遵守の上、参加希望者は必要書類をFAXで送信してください。

なお、送信された書類は、指名業者選定に当たっての参考資料であり、FAXの受信が直ちに指名につながるものではありません。

また、FAXによる送信が不都合な場合は、持参も可とします。

本公募型指名競争入札の解説など

- ・入札に参加を希望する者の受注意欲を確認した上で指名する入札方法で、発注案件ごとに希望を募り、入札参加申請書を提出した者のうちから、その案件で設定された履行実績その他の入札参加条件を満たす者を指名し、入札を行う方法です。
- ・上記の※が付けられた市の関係規程は、高松市ホームページ(もっと高松)のトップページの「入札・契約情報」>契約監理課ホームページの「契約事務全般など」に掲載しています。なお、本入札は、下記の表入札参加条件の項(1)にあるとおり、入札参加資格者名簿の業種及び種目に係る要件を設定しないことから、高松市公募型指名競争入札試行要領に基づくものではありません。
- ・参加希望者が案件で指名を受けるためには、その前段階として、下記により、入札参加申請書その他必要書類を10月31日(金)までに環境局西部クリーンセンターに提出する必要があります。御注意ください。
- ・表中下線を付しているものは、対象文書をダウンロードすることができます。

1 入札に付する業務	高松市西部クリーンセンター破砕施設運転管理業務委託(債務負担行為設定)
2 仕様書等	<u>業務委託仕様書及び図面等</u>
3 業務の履行場所	高松市川部町930番地1 高松市西部クリーンセンターの敷地内及び搬出物指定先
4 履行期間(業務期間)	契約締結日から令和13年3月31日まで(業務期間:令和8年4月1日から令和13年3月31日まで)
5 最低制限価格	設定しない
6 入札保証金	免除
7 契約保証金	要する(高松市契約規則第24条各号のいずれか該当する場合はこの限りでない。【注意事項】(7)参照)
8 支払条件	毎月払※【注意事項】(5)及び契約条項を参照のこと。
9 入札参加条件	(1) 高松市の令和5～7年度物品・委託・役務の提供等 入札参加資格者名簿に登載されている企業であること。

9 入札参加条件

- (2) 地方公共団体が設置した一般廃棄物処理施設（ごみ焼却施設又はごみ破碎施設に限る。以下この号において「処理施設」という。）の運転管理業務を直接受注し、平成27年4月1日以降において12か月以上継続して当該運転管理業務を履行した実績を有すること（共同企業体による実績については、自己がその代表構成員で、かつ、当該処理施設の運転管理業務を担当した場合は可）。
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可を有すること。ただし、当該許可を有しない場合、当該許可を有する者と共同企業体（建設工事における特定建設工事共同企業体に準ずるものとし、運転管理業務は代表構成員が担当すること。）を結成し、申請することができるものとする。
- (4) 仕様書に規定する業務総括責任者（自社従業員）を本業務に専任配置できること。
- (5) (4)の業務総括責任者を準備期間（令和8年3月2日～同月31日）における業務の事前習熟に参加させることができること。なお、この事前習熟には、受託者の責任と負担により行うものとし、これに係る委託料は一切発生しないものとする。
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第4条第1号から第3号までに規定する基準に適合すること。
- (7) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。ただし、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しない者とする。
- (8) 本案件の公表の日から落札決定の日までの間に高松市指名停止等措置要綱（平成24年高松市告示第403号）による指名停止の期間が含まれていないこと。
- (9) 破産法（平成16年法律第75号）による破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (10) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者は、更生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。
- (11) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、同法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者は、再生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。

9 入札参加条件	(1 2) (3)ただし書の規定により共同企業体を結成し申請する場合は、その構成員についても、(1)及び(6)から(1 1)までの条件を満たすこと。 (1 3) 指名を受けた者((3)ただし書の規定により共同企業体を結成し申請する場合は、その各構成員)が入札までに入札参加条件を満たさなくなったときは、入札に参加できない。
1 0 入札参加申請	入札参加を希望する者は、参加申請書(指定様式)に入札参加条件(2)から(4)まで、(6)及び(1 2)を満たすことを明らかにすることができる書類を添付し、F A Xで送信すること。F A Xの原本は、入札書提出までに提出すること。 申請受付F A X番号 087-885-9421 ※ 受信確認のため、F A X送信後、送信した旨の連絡を参加申請書提出期間中の市の執務時間中(日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び土曜日以外の日の午前8時30分から午後5時15分まで)に電話連絡すること。(電話番号 087-885-2727) ※ 指定様式は次のとおり <u>公募型指名競争入札参加申請書(単体企業用)</u> <u>公募型指名競争入札参加申請書(共同企業体用)</u> <u>欠格要件に該当しない旨の誓約書</u>
1 1 参加申請書提出期間	令和7年10月20日(月)から10月31日(金)まで(同日正午必着)
1 2 指名(非指名)通知	(1) 通知は、令和7年11月7日(金)までにF A Xで送信する。 (2) 指名した者には入札通知書を、指名しなかった者には指名しなかった理由を送信する。
1 3 現場説明及び現場確認	実施時期 令和7年11月12日(水)～11月14日(金) 日程については、協議の上、決定する。(申込書の到着が早い業者の希望が優先される。) 申込期間 令和7年11月7日(金)～11月11日(火)の間に現場確認申込書(指定様式)をF A Xで送信すること。 申込受付F A X番号 087-885-9421 ※ 受信確認のため、F A X送信後、送信した旨の連絡を市の執務時間中(午前8時30分から午後5時15分まで)に電話連絡すること。(電話番号 087-885-2727) ※指定様式は次のとおり <u>現場確認申込書</u>

1 4 質問及び回答	(1) 本業務の内容に質問がある場合は、令和7年11月7日(金)から11月17日(月)正午までに質問書(指定様式)を高松市西部クリーンセンターにFAXで送信すること。 質問受付FAX番号 087-885-9421 ※ 指定様式は次のとおり <u>質問書及び回答書</u> (2) 回答は、受領後速やかに質問書提出者に回答し、質問及びこれに対する回答の全件を、回答の都度、次のとおり公表する。なお、質問及び回答が公表された場合は、仕様書同様、これを熟知の上入札しなければならない。 ア 公表期間 令和7年11月20日(木)から同年11月28日(金)まで イ 公表方法 本ホームページ上で公表する。 ※高松市西部クリーンセンターにおいても、上記公表内容を次のとおり閲覧に供する。 ・閲覧期間 令和7年11月20日(木)から同年11月28日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。) ・閲覧時間 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで(閲覧初日に限り、午後1時までに閲覧開始)	
1 5 入札書の提出期間及び提出先	提出期間 令和7年11月21日(金)～11月28日(金) 午後5時まで 提出先 〒761-8046 高松市川部町930番地1 高松市西部クリーンセンター (注) 1 持参の場合は、土曜日及び日曜日を除く。 2 提出時間は、持参の場合は、いずれの日も午前8時30分から午後5時まで。郵送の場合は、提出期間の最終日の午後5時までに必着させなければならない。	
1 6 開札	日時	令和7年12月1日(月)午前10時
	場所	高松市西部クリーンセンター
1 7 再度入札	有(入札書の提出期間及び開札日時は次のとおり) 提出期間 令和7年12月1日(月)～12月3日(水) 午後5時まで 提出先及び注意事項 上記「1 5 入札書の提出期間及び提出先」に同じ。 開札日時及び場所 ・日時：令和7年12月4日(木) 午前10時 ・場所：高松市西部クリーンセンター	
1 8 試行要領等	<u>高松市期間入札試行要領</u> <u>期間入札(試行)に関する留意事項</u>	
1 9 入札参加者の心得	<u>入札参加者の心得</u>	
2 0 委任状・入札書等	<u>委任状(単体企業用)</u> <u>委任状(共同企業体用)</u> <u>入札書(単体企業用)</u> <u>入札書(共同企業体用)</u> <u>委任状及び入札書の記載例</u> <u>入札書封筒の表(おもて)様式及び郵送用封筒宛名</u>	

2 1 契約条項	契約書・契約約款
2 2 問い合わせ先	高松市西部クリーンセンター 電話番号 087-885-2727 F A X 番号 087-885-9421

【注意事項】

- (1) 落札者が契約までに入札参加条件を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。
この場合には、市は、一切の損害賠償の責めを負わない。
- (2) 入札の無効等については、地方自治法施行令第167条の11第1項において準用する同令第167条の4及び第167条の11第1項、高松市契約規則第17条第1項において準用する同規則第5条及び第12条の4、高松市期間入札試行要領と期間入札(試行)に関する留意事項並びに「入札参加者の心得」による。
- (3) 「期間入札」とは、指定期間内に郵送又は持参により入札書を提出して行う入札をいう。高松市期間入札試行要領及び期間入札(試行)に関する留意事項等を熟読の上、参加すること。特に、同留意事項は、「別記(入札書を提出する際のチェックポイント)」をはじめ、重要事項を記載している。
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 契約金額から各月の支払金額を算出する方法は、契約約款に定めるところによる。
- (6) 入札参加資格者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為をしないこと。
- (7) 契約保証金 次に定めるところによる。
 - ア 落札者は、契約の締結時に、1年当たりの契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代わるべき担保(高松市契約規則第23条において準用する同規則第8条第2項)を提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。
 - イ 契約保証金には利子を付さないものとする。
 - ウ 落札者が契約上の義務を履行しないときは、契約保証金又はその納付に代えて提供した担保は、市に帰属する。
 - エ 共同企業体による場合は、各構成員の履行実績を当該共同企業体の履行実績とみなして、高松市契約規則第24条第4号の規定を適用する。
- (8) 正当な理由なく、職員の指示を守らなかった場合は、その指名を取り消すものとする。
- (9) 契約の締結については、高松市契約規則第20条に定めるところによる。したがって、落札者は、落札決定後5日(その日が土曜日、又は日曜日に当たるときは、これ

らの日の翌日）以内に、記名押印した契約書及び年度別内訳書を持参により提出しなければならない。

(10) 本契約は、地方自治法第214条による債務負担行為としての契約である。

(11) 市長は、緊急やむを得ない理由により、入札を行うことができないと認めるときは、本入札を停止し、中止し、又は取り消すことができる。この場合において、本入札参加者又は参加申請者が損害を受けることがあっても、市長は、その責めを負わない。

【高松市指名停止等措置要綱別表第26号の運用基準】

平成24年6月1日から、高松市指名停止等措置要綱の別表の措置要件第26号にある「業務に関し不正又は不誠実な行為」について、これに該当する行為を例示する告示を下記のとおり定め公表しています、御留意ください。

高松市指名停止等措置要綱別表第26号を適用し指名停止をする場合の運用基準(抄)

- 1 要綱別表第26号の「不正又は不誠実な行為」とは、中央公共工事契約制度運用連絡協議会による「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの運用申合せ」の例によるもののほか、有資格業者である個人又は有資格業者の役員若しくは使用人の、その業務に関する次に掲げる行為その他の著しく信頼関係を損なう行為をいう。
 - (1) 予定価格、最低制限価格等の秘密情報の提供を要求する行為等入札の公正を害すべき行為
 - (2) 入札に参加するに際し担当職員の指示に従わない等入札の秩序を乱す行為
 - (3) 監督又は検査の実施に当たり市職員の職務執行を妨げる行為
 - (4) 市職員に対する脅迫的な言動又は暴力的な行為
 - (5) 執拗な抗議等を行い、市職員の職務を妨害する行為
 - (6) 暴力団等から不当要求行為を受けた場合の報告義務違反
 - (7) 市職員による経理上の不正又は不当な行為への関与

【不当要求行為排除について】

市では、受注者（市との契約の相手方）が暴力団等から不当要求行為を受けた場合や当該不当要求行為による被害を受けた場合の、市への報告と所轄警察署への届出等を契約書において受注者の遵守事項として定め、市が発注する物品の買入れ等からの暴力団等の排除対策の強化を進めています。詳しくは、契約監理課ホームページを御参照ください。

もっと高松トップページ (<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/>)

事業者の方≫入札・契約情報≫契約監理課ホームページ

【周知事項】

売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し専ら当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思料するときは、市の内部公益通報制度により通報することができます。

※同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出（原則として提出者の氏名を明らかにする必要があります。）

⇒メールアドレス：naibu.tuho.shinsakai@nifty.com

書面提出の場合の宛先：総務局コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会

【適正な労働条件の確保】

労働関係法規を遵守及び適正な労働条件の確保に関しては、次によること。

- (1) 所定労働時間については、労働基準法に基づき、工事の施工や業務の実施に当たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休2日制の導入や1日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週40時間（特別措置の適用を受ける事業にあつては、週44時間）を遵守すること。また、時間外、休日及び深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）に、労働させた場合においては、同法に定める率の割増賃金を支払うこと。
- (2) 雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働の8割以上出勤した労働者に対して、最低10日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイマー労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。
- (3) 労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。
- (4) 賃金は毎月1回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。支払の遅延等の事態が起こらないよう十分配慮すること。賃金については、最低賃金法の定めるところにより最低賃金額以上の額を支払うこと。
- (5) 労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。
- (6) (1)から(5)までに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守すること。

【関係規程について】

以上で引用している市の規則、要綱及びマニュアル並びに市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則（いずれも総務局コンプライアンス推進課所管）は、いずれも契約監理課ホームページに掲載しています。

【その他】

令和4年1月1日から、行政手続きに係る押印等の見直しに伴い、入札書等の押印の義務付けを廃止したことから、押印に代えて責任者等の氏名及び連絡先の記載を可とします。

押印のない入札書を提出する場合は、入札書の余白に、責任者（事務を担当する部門の長）の氏名及び担当者の氏名をフルネームで記載し、更に連絡先として法人の電話番号（固定電話。）を記載してください。

なお、押印がなく、前述の記載がない場合は、無効となります。

また、訂正する可能性がある場合は、代表者印又は委任を受けた者の印鑑を押印し、住所、商号又は名称、代表者氏名、入札金額、案件名及び年月日を記載の上、提出してください。

ただし、金額の訂正を行った場合は、当該入札書を無効として取扱います。